

受理 番号	受 理 年月日	件 名	請 願 の 要 旨	紹介議員	付 託 委員会	審 査 結果
2	元. 11. 22	一部総合事務所の勤務時間外の無人化と、事務の一部を廃止し3総合事務所と木田庁舎に集約する施策について、13区の地域協議会が審議し意見を述べる権限を正当に行使するまで、一旦保留されることを求める請願	<p>【請願の要旨】</p> <p>11月7日、合併した町村の人口減少率や高齢化率が、合併を選ばなかった近隣の類似団体に比べ、より大きく加速度的であったという調査結果が報道された。日弁連が「平成の大合併を検証するシンポジウム」で公表したものだが、役場機能の縮小が主たる原因と結論づけている。これを13区に当てはめると、区民が時折漏らす本音そのものである。</p> <p>そんな折、市は、来年度から、一部総合事務所の勤務時間外を無人化にする方針を打ち出した。それに伴い、戸籍関係事務の時間外受付を廃止し、板倉、浦川原、柿崎の3事務所と木田庁舎に集約することや情報無線を原則廃止とすることなどの施策を、地域協議会と町内会長会に説明した。</p> <p>無人化が予定される自治区の地域協議会は、事務の縮小に「市が地域格差の拡大を主導している」とか「総合事務所統合への1里塚になる」と反発を強めている。また、リアルタイムの情報発信が停止した場合、最近頻発している、突発的且つ局地的な災害や熊の襲撃被害などの事件に照らし、初動の遅れは否めず、延いては区民生活の安全、安心が脅かされると心配してい</p>	牧田 正樹	総 務	不採択

		<p>る。</p> <p>ここ数年来、市が地域協議会の形骸化を強めていることに関し苦言を申し上げる。地域協議会は、諮問されたものや必要と認めるものについて、意見を述べることができる条例上の機関である。市長や市の機関に対し、自治区的意思を公式に表明する重大な権限を有している。</p> <p>市は「実施ありき」で予算編成を着々と進め、最終盤に至ったこの段階を見計らったように再説明に回っている。これは、同意を促す説得に等しく、「実施容認の確証づくり」という他ない。仮に、地域協議会が意見を述べたとしても、市は自治法二百二条七の3項に準じ、それを勘案し適切な措置を講じる暇は最早なく、端から「聞く耳持たず」だったと断じざるを得ない。</p> <p>以上、下記事項について、一旦保留されることを請願する。</p> <p>【請願事項】</p> <p>一部総合事務所の勤務時間外の無人化と、事務の一部を廃止し3総合事務所と木田庁舎に集約する施策について、13区の地域協議会が審議し意見を述べる権限を正当に行使するまで、一旦保留されること。</p>			
--	--	---	--	--	--